

第 1 3 回

通 常 総 会 議 案

広島県内陸部振興対策協議会

総 会 日 程

日 時 昭和 5 4 年 6 月 1 1 日 (月曜) 午前 1 0 時 3 0 分

会 場 広島県議会 第 3 委員会室

総会次第

1. 開 会 1 0 時 3 0 分
2. 副 会 長 挨 拶
3. 来 賓 祝 辞
4. 会 務 報 告
5. 議 事
 - (1) 議案第 1 号 昭和 5 2 年度歳入歳出決算の認定について
(監事監査報告)
 - (2) 議案第 2 号 昭和 5 3 年度補正予算専決処分の承認について
 - (3) 議案第 3 号 昭和 5 4 年度の活動方針について
 - (4) 議案第 4 号 昭和 5 4 年度歳入歳出予算の決定について
 - (5) 議案第 5 号 広島県内陸部振興対策協議会会則の一部改正について
 - (6) 議案第 6 号 会長の選出について
 - (7) その他
6. 閉 会

広島県内陸部振興対策協議会会務報告

昭和52～53年度（54年3月31日まで）

- 昭和53.
- 1. 1 2 県議会第2委員会室において、交通対策特別委員会を開催。
 - 1. 1 4 昭和52年度事業費県補助金交付の指令を受ける。＝270,000円
 - 1. 2 4 県に対し、昭和52年度事業費県補助金交付請求書を提出。
 - 2. 2 県議会第2委員会室において、役員会を開催。
 - 2. 3 各郡町村会長に役員の選出について依頼。
 - 2. 3 各ブロック代表者に会計監事の選出について依頼。
 - 2. 7 第12回通常総会について、各会員に通知。
 - 2. 7 国鉄在来線の整備について、広島鉄道管理局に陳情。
 - 2. 1 6 県議会第1委員会室において、第12回通常会を開催。
 - (1) 昭和51年度決算の認定について
 - (2) 昭和53年度の活動方針について
 - (3) 昭和53年度予算の決定について
 - (4) 会則の一部改正について
 - (5) 役員・専門部会員の改選について
 - 3. 3 1 県に対し、昭和52年度補助事業実績報告書を提出。
 - 4. 1 4 国鉄在来線の整備について、広島鉄道管理局に第2回目の陳情。
 - 4. 2 6 県より、昭和52年度県補助事業確定の通知を受ける。
 - 5. 2 4 県より、昭和52年度分県補助金の交付を受ける。＝270,000円
 - 6. 3 0 県議会第2委員会室において、交通対策特別委員会を開催。
 - 7. 3 県（文教課）より、備北地域高等教育機関設置調査研究協議会委員2名の推せん依頼を受ける。
 - 7. 6 各ブロック代表者に、昭和54年度国・県に対する要望事項の提出を依頼。
 - 7. 7 県（文教課）に対し、備北地域高等教育機関設置調査研究協議会委員として、三次市長、庄原市長を推せん。
福原事務局長も県の委嘱により別途参画。

- 7.25 高田郡八千代町土師保養センターにおいて、第1ブロック会議を開催。
- 9.18 県議会第2委員会室において、産業部会及び総務部会を開催。
- 9.22 県議会第2委員会室において、建設部会を開催。
- 10.21 県議会第2委員会室において、建設部会・交通対策特別委員会の合同会議を開催。
- 10.27 三次市において、参議院議員 増岡康治と建設部会の懇談会を開催。
- 10.28 中国縦貫自動車道開通。
- 10.28 三次合同庁舎において、建設大臣に道路網の整備について陳情。
- 11. 2 県議会第2委員会室において、産業部会を開催。
- 12. 4 県議会第7委員会室において、総務部会を開催。
- 12.16 県に対し、昭和54年度県施策について陳情。
- 12.19 西田修一会長ご病気のため死去される。
- 12.22 西田修一前会長の密葬及び庄原市葬。
- 12.28 県立体育館において、西田修一前会長の合同告別式を挙る。
- 昭和54. 1.23 県に対し、昭和53年度事業費補助金申請書を提出＝270,000円
- 2.19 県議会第2委員会室において、役員会を開催。
- 2.19 県議会第2委員会室において、昭和52年度会計監査を実施。
- 2.24 県より、昭和53年度事業費補助金交付の指令を受ける。
＝270,000円
- 3.27 県に対し、昭和53年度事業費補助金交付請求書を提出。
- 3.31 県に対し、昭和53年度事業実績報告書を提出。

議案第 1 号

昭和52年度歳入歳出決算の認定について

(歳入歳出決算 次ページ)

昭和52年度歳入歳出決算

歳入の部

(単位：円)

款	項	目	予 算 額	収入済額	増 減 額	説 明
1.会 費			1,532,500	1,787,500	255,000	
	1.会 費		1,532,500	1,787,500	255,000	
		1.一 般 負担金	987,500	987,500	0	
		2.特 別 負担金	545,000	800,000	255,000	
2.補助金			270,000	270,000	0	
	1.補助金		270,000	270,000	0	
		1.県 補 助 金	270,000	270,000	0	
3.雑収入			2,000	8,961	6,961	
	1.雑収入		2,000	8,961	6,961	
		1.雑収入	2,000	8,961	6,961	預金利子
4.繰越金			1,000	30,259	29,259	
	1.繰越金		1,000	30,259	29,259	
		1.繰越金	1,000	30,259	29,259	
歳 入 合 計			1,805,500	2,096,720	291,220	

歳 出 の 部

(単位：円)

款	項	目	予 算 現 額			支出済額	不 用 額	説 明
			予 算 額	充流用額	差引現額			
1.事務局費			844,000	63,027	907,027	907,027	0	
	1.事務局員		844,000	63,027	907,027	907,027	0	
		1.報 酬	600,000	0	600,000	600,000	0	
		2.賃 金	50,000	847	50,847	50,847	0	1.1.4から 847 円流用
		3.旅 費	80,000	33,000	113,000	113,000	0	1.1.4から 33,000 円流用
		4.需用費	49,000	△37,760	11,240	11,240	0	1.1.2へ 847 円流用 1.1.3へ 33,000 円流用 1.1.6へ 3,913 円流用
		5.役務費	20,000	21,940	41,940	41,940	0	2.1.2から 3,613 円流用 2.1.3から 1,000 円流用 2.2.1か 5,430 円流用 2.2.2から 2,000 円流用 4.1.1から 9,897 円充
		6.諸 費	45,000	45,000	90,000	90,000	0	1.1.4から 3,913 円流用 2.1.1から 39,700 円流用 2.1.2から 1,387 円流用 1.1.6へ 39,700 円流用
2.会議費			259,000	△53,130	205,870	205,870	0	
	1.総会費		211,000	△45,700	165,300	165,300	0	1.1.4から 3,913 円流用 2.1.1から 39,700 円流用 2.1.2から 1,387 円流用
		1.需用費	200,000	△39,700	160,300	160,300	0	1.1.6へ 39,700 円流用
		2.借上料	5,000	△ 5,000	0	0	0	1.1.6へ 1,387 円流用 1.1.5へ 3,613 円流用
		3.諸 費	6,000	△ 1,000	5,000	5,000	0	1.1.6へ 1,000 円流用
		2.役員費		48,000	△ 7,430	40,570	40,570	0
	1.需用費	40,000	△ 5,430	34,570	34,570	0	1.1.5へ 5,430 円流用	
	2.借上料	2,000	△ 2,000	0	0	0	1.1.5へ 2,000 円流用	
	3.諸 費	6,000	0	6,000	6,000	0		
	3.事業費			692,000	0	692,000	690,530	1,470
1.調 査 企画費			117,000	△ 3,140	113,860	113,860	0	
		1.旅 費	110,000	△ 3,140	106,860	106,860	0	3.2.3へ 3,140 円流用
		2.需用費	2,000	0	2,000	2,000	0	
		3.役務費	5,000	0	5,000	5,000	0	
		2.促 進 対策費		575,000	3,140	578,140	576,670	1,470
1.旅 費		150,000	3,370	153,370	153,370	0	3.2.3へ 3,370 円流用	
2.需用費		160,000	△ 4,290	155,710	155,710	0	3.2.3へ 4,290円流用	
3.活動費		240,000	9,590	249,590	249,590	0	3.1.1から 3,140 円流用 3.2.2から 4,290 円流用 3.2.4から 2,160 円流用	
4.諸 費		25,000	△ 5,530	19,470	18,000	1,470	3.2.1へ 3,370 円流用 3.2.3へ 2,160 円流用	
4.予備費			10,500	△ 9,897	603	0	603	
	1.予備費		10,500	△ 9,897	603	0	603	
		1.予備費	10,500	△ 9,897	603	0	603	1.1.5へ 9,897 円充用
歳 出 合 計			1,805,500	0	1,805,500	1,803,427	2,073	

歳 入 総 額…………… 2,096,720 円
 歳 出 総 額…………… 1,803,427 円
 差 引 繰 越 額…………… 293,293 円

監 査 意 見 書

昭和54年2月19日午前11時00分から広島県議会第2委員会室において、広島県内陸部振興対策協議会の昭和52年度会計について関係書類と照合し監査を行った結果、予算の執行は適正であり、その結果についても正確に処理されていることを認めます。

昭和54年2月19日

監 事 吉田町議長 佐 木 敏 夫 ㊟

監 事 福富町長 福 本 英 ㊟

監 事 甲奴町議長 若 木 義 和 ㊟

監 事 布野村長 藤 原 一 之 ㊟

議案第 2 号

昭和53年度歳入歳出補正予算専決処分の承認について

(歳入歳出補正予算次ページ)

昭和53年度歳入歳出補正予算

歳入の部

(単位：円)

款	項	目	当初予算額	補 正 額	計	説 明
1.会 費			1,767,500	△ 42,500	1,725,000	
	1.会 費		1,767,500	△ 42,500	1,725,000	
		1.一 般 負担金	987,500	0	987,500	
		2.特 別 負担金	780,000	△ 42,500	737,500	
2.補助金			270,000	0	270,000	
	1.補助金		270,000	0	270,000	
		1.県 補 助 金	270,000	0	270,000	
3.雑収入			3,500	0	3,500	
	1.雑収入		3,500	0	3,500	
		1.雑収入	3,500	0	3,500	預金利子
4.繰越金			1,000	292,000	293,000	
	1.繰越金		1,000	292,000	293,000	
		1.繰越金	1,000	292,000	293,000	
歳 入 合 計			2,042,000	249,500	2,291,500	

歳 出 の 部

(単位：円)

款	項	目	当初予算額	補 正 額	計	説 明
1.事務局費			950,000	306,500	1,256,500	
	1.事務局費		950,000	306,500	1,256,500	
		1.報酬	660,000	0	660,000	
		2.賃金	80,000	50,000	130,000	
		3.旅費	120,000	△ 30,000	90,000	
		4.需用費	50,000	△ 5,000	45,000	
		5.役務費	35,000	△ 30,000	5,000	
		6.諸費	5,000	295,000	300,000	
		7.備品費	0	26,500	26,500	
2.会議費			180,000	△ 45,000	135,000	
	1.総会費		128,000	0	128,000	
		1.需要費	122,000	0	122,000	
		2.借上料	1,000	0	1,000	
		3.諸費	5,000	0	5,000	
		2.役員費		52,000	△ 45,000	7,000
	1.需要費		45,000	△ 40,000	5,000	
	2.借上料		1,000	△ 1,000	0	
	3.諸費		6,000	△ 4,000	2,000	
3.事業費			879,000	18,000	897,000	
	1.調査企画費		182,000	18,000	200,000	
		1.旅費	165,000	0	165,000	
		2.需用費	10,000	0	10,000	
		3.役務費	7,000	18,000	25,000	
		2.促進対策費		697,000	0	697,000
	1.旅費		185,000	0	185,000	
	2.需要費		160,000	0	160,000	
	3.活動費		327,000	0	327,000	
	4.諸費		25,000	0	25,000	
4.予備費			33,000	△ 30,000	3,000	
	予備費		33,000	△ 30,000	3,000	
		予備費	33,000	△ 30,000	3,000	
歳 出 合 計			2,042,000	249,500	2,291,500	

議案第 3 号

昭和54年度活動方針及び重点目標について

(活動方針及び重点目標次ページ)

昭和 54 年度活動方針及び重点目標（案）

1. 活動方針

備北新都市圏整備基本計画が決定され、本年度においては実施計画も策定される運びとなり、地方の時代へ大きく前進が期待されることとなった。更に賀茂学園都市の整備も着々と進み、世羅台地における国営農地開発事業も着実に実施されている。

こうした重要な時期に当り、本協議会として将来見通しを誤ることなく、内陸部全地域が真の定住社会としてその形成を図るため、次の事項を当面の重点目標として活発な活動を展開する。

2. 重点目標

(1) 部会活動

〔総務部会〕

イ. 過疎地域振興対策について

- 過疎地域対策緊急措置法の強化延長
- 過疎債の大幅な増額

ロ. 新広域市町村圏計画等の策定について

- 新広域市町村圏計画策定要綱に基づく県事業の積極的導入
- モデル定住圏計画の早期策定

〔産業部会〕

イ. 水田利用再編対策について

- 農業基盤整備事業の大幅な促進
- 水田転作の定着

ロ. 山林対策の強化について

- 環境保全、水源かん養、災害防止、木材資源の確保
- 赤松林の保育、松喰虫の徹底防除

ハ. 若者が定住できる安定就業の場の確保について

- 三次工業団地への企業誘致
- 中国縦貫自動車道の有効活用

〔建設部会〕

イ．幹線道路網の整備について

- 各地域における重点路線の早期整備
- 臨時地方道整備事業の採択基準の緩和

(2) 交通対策特別委員会活動

- イ．中国縦貫自動車道の昭和56年度全線開通
- ロ．国道54号線可部～広島間の交通渋滞の解消
- ハ．国鉄在来線の復線化促進
- ニ．国鉄今福線の建設促進

(3) 高等教育機関特別委員会（仮称）の設置

議案第 4 号

昭和 54 年度歳入歳出予算（案）について

（歳入歳出予算（案）次ページ）

昭和54年度歳入歳出予算(案)

歳入の部

(単位:円)

款	項	目	予算額	前年対比	説明
1.会 費			1,797,500	30,000	
	1.会 費		1,797,500	30,000	
		1.一般負担金	987,500	0	
		2.特別負担金	810,000	30,000	
2.補助金			270,000	0	
	1.補助金		270,000	0	
		1.県補助金	270,000	0	
3.雑収入			3,500	0	
	1.雑収入		3,500	0	
		1.雑収入	3,500	0	預金利子
4.繰越金			162,000	161,000	
	1.繰越金		162,000	161,000	
		1.繰越金	162,000	161,000	
歳 入 合 計			2,233,000	191,000	

歳 出 の 部

(単位：円)

款	項	目	予 算 額	前年対比	説 明
1. 事務局 務費			1,017,000	67,000	
	1. 事務局 務費		1,017,000	67,000	
		1. 報 酬	660,000	0	
		2. 賃 金	142,000	62,000	
		3. 旅 費	120,000	0	
		4. 需用費	50,000	0	消耗品費、印刷費、食糧費
		5. 役務費	35,000	0	郵便、電話料
		6. 諸 費	10,000	5,000	
2. 会議費			307,000	127,000	
	1. 総会費		255,000	127,000	
		1. 需用費	244,000	122,000	
		2. 借上料	1,000	0	消耗品費、印刷費、食糧費
		3. 諸 費	10,000	5,000	
	2. 役会 員費		52,000	0	
		1. 需用費	45,000	0	
		2. 借上料	1,000	0	消耗品費、食糧費
		3. 諸用費	6,000	0	
3. 事業費			879,000	0	
	1. 調 査 企 画 費		182,000	0	
		1. 旅 費	165,000	0	
		2. 需用費	10,000	0	消耗品費
		3. 役務費	7,000	0	郵便、電話料
	2. 促 進 対 策 費		697,000	0	
		1. 旅 費	185,000	0	
		2. 需用費	160,000	0	消耗品費、食糧費、印刷費
		3. 活動費	327,000	0	
		4. 諸 費	25,000	0	
4. 予備費			30,000	△ 3,000	
	1. 予備費		30,000	△ 3,000	
		1. 予備費	30,000	△ 3,000	
歳 出 合 計			2,233,000	191,000	

議案第4号

広島県内陸部振興対策協議会会則の一部変更について

広島県内陸部振興対策協議会会則の一部を次のように改める。

第4条「本会の事務所は、会長の属する市町村役場内とし」を

「本会の事務所は、会長が委嘱する市町村役場内とし」に改める。

「第10条」を「第11条」に以下順次繰下げ「第16条」を「第17条」に改める。

第9条の次に、次の1条を加える。

第10条 本会に顧問を置くことができる

2. 顧問は、会長が委嘱する

附則 この会則は、昭和54年6月11日から施行する。

広島県内陸部振興対策協議会会長の選出について

広島県内陸部振興対策協議会役員名簿			
会 長 1 名			
副 会 長 3 名	三 次 市 長		
	世 羅 西 町 長		
	戸 河 内 町 議 長		
幹 事 長 1 名	中 島 喜 三		
幹 事 29 名	県 議 全 員		
	庄 原 市 長		
	三 次 市 議 長		
	庄 原 市 議 長		
	山県郡	芸 北 町 長	神石郡 三 和 町 長
		豊 平 町 議 長	油 木 町 議 長
		千 代 田 町 長	豊 松 村 長
	高田郡	美 土 里 町 長	甲奴郡 甲 奴 町 長
		高 宮 町 長	総 領 町 議 長
		八 千 代 町 議 長	上 下 町 議 長
	賀茂郡	豊 栄 町 長	双三郡 作 木 村 長
		河 内 町 長	三 和 町 長
		大 和 町 議 長	三 良 坂 町 議 長
	世羅郡	世 羅 町 長	比婆郡 西 城 町 長
		甲 山 町 議 長	口 和 町 長
			比 和 町 議 長
監 事 4 名	吉 田 町 議 長	布 野 村 長	
	福 富 町 長	甲 奴 町 議 長	

専 門 部 会 名 簿

部会名	役 員 名
総務部会	◎芸 北 町 長 八 千 代 町 議 長 ○三 次 市 議 長 豊 松 村 長 ○甲 奴 町 長 比 和 町 議 長 河 内 町 長 甲 山 町 議 長 三 和 (双 三) 町 長 木 山 (千) 県 議 八 谷 県 議 久 行 県 議
産業部会	◎庄 原 市 長 世 羅 町 長 ○美 土 里 町 長 口 和 町 長 ○豊 平 町 議 長 上 下 町 議 長 油 木 町 議 長 三 良 坂 町 議 長 豊 栄 町 長 鷺 尾 県 議 滝 口 県 議 河 合 県 議
建設部会	◎庄 原 市 議 長 高 宮 町 長 ○千 代 田 町 長 作 木 村 長 ○三 和 (神 石) 町 長 大 和 町 議 長 西 城 町 長 総 領 町 議 長 木 山 (徳) 県 議 藤 田 県 議
備 考	◎部会長 ○副部会長

交通対策特別委員会名簿

役 職		氏 名	
委員長	広島県議会議員	木 山 徳 郎	
委 員	広島県議会議員	中 島 喜 三	藤 田 一 凱
	〃	木 山 一 千	八 谷 泰 之
	〃	久 行 敏 央	滝 口 次 夫
	〃	河 合 邦 郎	鷲 尾 利 人
	〃		
	〃		
	三 次 市 長	平 川 昌 三	貢 中 逸 登
	三 次 市 議 会 議 長		
	庄 原 市 長	川 政 尚	中 乘 丸 清
	庄 原 市 議 会 議 長		
	戸 河 内 町 長	大 井 孝 弥	芸 北 町 一 位
	千 代 田 町 長	甲 田 町 長	世 羅 町 長
	世 羅 町 長	世 羅 西 町 長	世 羅 西 町 長
	甲 田 町 長	甲 田 町 長	甲 田 町 長
	世 羅 西 町 長	世 羅 西 町 長	世 羅 西 町 長
	甲 田 町 長	甲 田 町 長	甲 田 町 長
	世 羅 西 町 長	世 羅 西 町 長	世 羅 西 町 長
	甲 田 町 長	甲 田 町 長	甲 田 町 長
	世 羅 西 町 長	世 羅 西 町 長	世 羅 西 町 長
	甲 田 町 長	甲 田 町 長	甲 田 町 長
	世 羅 西 町 長	世 羅 西 町 長	世 羅 西 町 長
計		2 4 人	

過疎対策特別委員会名簿

委員長		
副委員長		庄原市長（産業部会長） 豊平町長
委員	副会長	三次市長 世羅西町長 戸河内町議長
	専門部会長	芸北町長（総務部会） 庄原市議長（建設部会）
	県会議員	中島県議 木山（徳）県議 藤田県議 木山（千）県議 八谷県議 久行県議 滝口県議 河合県議 鷺尾県議
	郡代表	山県郡 大朝町議長 高田郡 甲田町長 賀茂郡 豊栄町長 神石郡 神石町長 甲奴郡 甲奴町長 双三郡 三良坂町長 比婆郡 西城町長 " 比和町長
	計	24人

参 考 资 料

広島県内陸部振興対策協議会会員名簿

県議会議員

庄原市	八谷泰央	世羅郡	河合邦人
三次市	久行敏夫	神石甲奴郡	滝口次郎
山県郡	藤田一凱	双三郡	鷺尾利三郎
賀茂郡	中島喜三	比婆郡	木山徳郎
高田郡	木山千之		

市町村長・議長

三次市長	平川昌三	同議長	貢逸登
庄原市長	中川繁尚	〃	乗政清

山県郡

加計町長	源田松三	同議長	湯浅福三
簡賀村長	吉岡要	〃	平田友吉
戸河内町長	丸山孝士	〃	斉藤良人
芸北町長	大束弥一	〃	宮本森三
大朝町長	脇本大六	〃	加計平男
千代田町長	井上一位	〃	福光重季
豊平町長	今田清	〃	升田富士登

高田郡

吉田町長	佐々木末雄	同議長	織田忠慶
八千代町長	浅枝忠臣	〃	青山原十人
美土里町長	三雲義彦	〃	山尾早太郎
高宮町長	香川静樹	〃	児玉更
甲田町長	井上日丸	〃	前田稔

賀茂郡

豊栄町長	三田精太郎	同議長	小川博皓
福富町長	福本英	〃	久保正男
大和町長	田原久夫	〃	作田積司
河内町長	浮原保雄	〃	道正武

世 羅 郡									
甲 山 町 長	稻 住 三 男	同 議 長	高 山	操					
世 羅 町 長	坂 口 昇	"	小 池 喜	六					
世 羅 西 町 長	吉 実 一 登	"	山 口	勲					
神 石 郡									
神 石 町 長	伊 藤 治 郎	同 議 長	豊 田 忠 士						
油 木 町 長	村 上 篤 朗	"	松 浦 利 明						
豊 松 村 長	小 坂 英 夫	"	井 上 昇						
三 和 町 長	小 野 良 太郎	"	小 川 英 治						
甲 奴 郡									
上 下 町 長	山 岡 淳 郎	同 議 長	田 辺 文 三						
総 領 町 長	山 首 藤 清	"	右 近 卓 三						
甲 奴 町 長	近 藤 義 夫	"	若 木 義 和						
双 三 郡									
君 田 村 長	小 川 一 二 三	同 議 長	岩 村 春 三						
布 野 村 長	藤 原 一 之	"	藤 井 正 士						
作 木 村 長	中 原 久 登	"	藤 岡 参 市						
吉 舍 町 長	平 岡 務 樹	"	前 原 篤 来						
三 良 坂 町 長	吉 岡 雅 利	"	岡 本 俊 夫						
三 和 町 長	富 野 井 明	"	山 本 静 人						
比 婆 郡									
西 城 町 長	中 村 三 郎	同 議 長	渡 辺 定						
東 城 町 長	藤 尾 七 郎	"	瀬 尾 悟						
口 和 町 長	深 井 博 視	"	藤 山 力						
高 野 町 長	升 原 彪	"	藤 元 司 郎						
比 和 町 長	富 永 二 郎	"	保 井 則 市						

以 上 8 7 名

構成 2 市 3 7 町村

広島県内陸部振興対策協議会会則

第1条 本会は、広島県内陸部振興対策協議会と称する。

第2条 本会は、次に掲げるもので組織する。

広島県内陸部市町村長

広島県内陸部市町村議会議長

広島県内陸部選出の県議会議員

第3条 本会は、広島県内陸部市町村相互の緊密なる連絡を図り、民生、教育、産業、交通、文化等について諸施策の改善向上を期し、内陸部の繁栄と発展を促進することを目的とする。

第4条 本会の事務所は会長が委嘱する市町村役場内とし、別に事務局長をおくことができる。

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|------|-----|-----|
| 1. 会 | 長 | 1 名 |
| 2. 副 | 会 長 | 3 名 |
| 3. 幹 | 事 長 | 1 名 |
| 4. 幹 | 事 | 若干名 |
| 5. 監 | 事 | 4 名 |

第6条 役員の任期は2ケ年とし、再選を妨げない。

2. 補欠のため就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第7条 本会役員は通常総会において選任し名誉職とする。

第8条 会長は本会を代表し会務を統轄する。

第9条 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

第10条 本会に、顧問を置くことができる。

2. 顧問は、会長が委嘱する。

第11条 本会は毎年1回通常総会を開催し、必要に応じ臨時総会ならびに、幹事会を開く。

第12条 本会の運営を円滑にするため、次の専門部会を設け、部会員は幹事をもって構

成する。

総務部会 産業部会 建設部会

2. 部会活動に必要と認める場合は参与として地域に関連をもつ産業・経済団体等の代表者に参加を求めることができる。

参与は会長がこれを委嘱する。

第13条 本会の経費は補助金、特別会費および市町村の負担とする。

第14条 本会の会費は、5月末日までに納付するものとする。

第15条 毎年通常総会で会長は会務を報告する。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第17条 会則の変更は総会の同意を得なければならない。

附 則 この会則は、昭和42年6月14日から施行する。

附 則 この会則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 この会則は、昭和48年6月13日から施行する。

附 則 この会則は、昭和50年6月24日から施行する。

附 則 この会則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 この会則は、昭和53年2月16日から施行する。

附 則 この会則は、昭和54年6月11日から施行する。

昭和54年度広島県内陸部振興対策協議会会費一覧表

(注：人口は昭和50年国調による)

市 町 村 名	人 口	平 等 割	人 口 割	合 計
	人	円	円	円
三 次 市	37,195	15,000	55,792	71,000
庄 原 市	23,867	15,000	35,800	51,000
加 計 町	6,808	15,000	10,212	25,500
筒 賀 村	1,810	15,000	2,715	18,000
戸 河 内 町	4,374	15,000	6,561	22,000
芸 北 町	4,154	15,000	6,231	21,500
大 朝 町	4,537	15,000	6,805	22,000
千 代 田 町	10,006	15,000	15,009	30,500
豊 平 町	5,530	15,000	8,295	23,500
吉 田 町	10,893	15,000	16,339	31,500
八 千 代 町	4,033	15,000	6,049	21,500
美 土 里 町	4,196	15,000	6,294	21,500
高 宮 町	5,606	15,000	8,409	23,500
甲 田 町	6,534	15,000	9,801	25,000
福 富 町	3,269	15,000	4,903	20,000
豊 栄 町	5,722	15,000	8,583	24,000
大 和 町	8,169	15,000	12,253	27,500
河 内 町	7,941	15,000	11,911	27,000
甲 山 町	8,133	15,000	12,199	27,500
世 羅 町	9,656	15,000	14,484	29,500
世 羅 西 町	5,275	15,000	7,912	23,000

市 町 村 名	人 口	平 等 割	人 口 割	合 計
	人	円	円	円
油 木 町	4,729	15,000	7,093	22,500
神 石 町	4,160	15,000	6,240	21,500
豊 松 村	2,646	15,000	3,969	19,000
三 和 町	5,579	15,000	8,368	23,500
上 下 町	7,408	15,000	11,112	26,500
総 領 町	2,677	15,000	4,015	19,500
甲 奴 町	4,025	15,000	6,037	21,500
君 田 村	2,213	15,000	3,319	18,500
布 野 村	2,354	15,000	3,531	19,000
作 木 村	2,886	15,000	4,329	19,500
吉 舎 町	6,536	15,000	9,804	25,000
三 良 坂 町	4,313	15,000	6,469	21,500
三 和 町	4,669	15,000	7,003	22,500
西 城 町	6,790	15,000	10,185	25,500
東 城 町	13,795	15,000	20,692	36,000
口 和 町	3,398	15,000	5,097	20,500
高 野 町	3,172	15,000	4,758	20,000
比 和 町	2,636	15,000	3,954	19,000
合 計	261,694	585,000	392,532	987,500

算出基礎 平等割：15,000円

人口割：人口数に1円50銭を乗じて得た額を500円単位に
切り上げた額。